



# 川崎市公報

毎月2回10日25日発行

発行所 川崎市役所

印刷所 セイブンドー(株)

購読料(前納)

1 年 10,800円

1 月 900円

## 目 次

## [条例]

- ◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第1号)……………6
- ◇川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(第2号)……………7
- ◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第3号)……………8
- ◇川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例(第4号)……………8
- ◇川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償並びにその支給条例等の一部を改正する条例(第5号)……………9
- ◇川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例(第6号)……………9
- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第7号)……………10
- ◇市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例(第8号)……………10
- ◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第9号)……………10
- ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第10号)……………11
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第11号)……………14
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第12号)……………15
- ◇川崎市食育推進会議条例(第13号)……………18
- ◇川崎市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例(第14号)……………19
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第15号)……………19
- ◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第16号)……………20
- ◇川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例(第17号)…21

- ◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(第18号)……………21
- ◇川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例(第19号)……………23
- ◇川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例(第20号)……………23
- ◇川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第21号)……………23
- ◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第22号)…23
- [規則]
- ◇川崎シンフォニーホール条例施行規則の一部を改正する規則(第9号)……………24
- ◇川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(第10号)……………25
- ◇川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則(第11号)……………25
- ◇川崎市情報化施策の推進に関する規則(第12号)…25
- ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項又は第5項の規定により読み替えて適用する同条例附則第2項又は第4項に規定する給料月額に相当する額を定める規則(第13号)……………27
- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第14号)……………27
- ◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第15号)……………38
- ◇川崎市公文書管理規則及び川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(第16号)……………38
- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第17号)…40
- ◇川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(第18号)……………44
- ◇川崎市職員の給料の調整額の支給に関する規則を廃止する規則の一部を改正する規則(第19号)…44
- ◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則(第20号)……………45
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第21号)……………47
- ◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第171号とし、同条第169号中「第7条の3第2項の規定による」を「第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第17項の規定に基づく通知に係る」に改め、「基づく」の次に「申請又は同法第18条第14項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第170号とし、同条第168号中「基づく」の次に「申請又は第18条第14項の規定に基づく通知に係る」を加え、同号を同条第169号とし、同条第167号の次に次の1号を加える。

(168) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めることとされる建築物又は建築物の部分(以下この号において「判定建築物」という。)が含まれる場合における同条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。

1件につき 前号に規定する額に1判定建築物につき次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の判定建築物 159,000円

(4) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の判定建築物 212,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の判定建築物 243,000円

(2) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の判定建築物 321,000円

(4) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える判定建築物 590,000円

イ 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。

1件につき 前号に規定する額に1判定建築物につき次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の判定建築物 110,000円

(4) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の判定建築物 137,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の判定建築物 150,000円

(2) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の判定建築物

190,000円

(4) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える判定建築物 322,000円

第5条中「第2条第238号」を「第2条第239号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年6月20日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条第6号及び第8号の改正規定は、同月4日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

#### 川崎市条例第12号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条の2」に改める。

第88条中「影響」の次に「(以下「地盤の沈下等」という。)」を加え、同条の次に次の11条を加える。

(地下水の揚水に係る許可)

第88条の2 一の事業所に設置される動力を用いて地下水を揚水するための施設(以下「揚水施設」という。)により地下水を揚水しようとする事業者(第89条の規定による届出をした者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 揚水機の吐出口の断面積の合計(揚水施設が2以上ある場合は、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)が6平方センチメートルを超える揚水施設により揚水しようとする場合

(2) 揚水しようとする地下水の量(揚水施設が2以上ある場合は、それらにより揚水しようとする地下水の量の合計。以下「揚水量」という。)が、1月間を平均し1日当たり50立方メートル以上である場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した書類を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水施設の設置場所

(3) 地下水の用途

(4) ストレーナーの位置

(5) 揚水機の吐出口の断面積の合計

(6) 1月間を平均した1日当たりの最大揚水量

## (7) その他規則で定める事項

## (許可の基準)

第88条の3 市長は、前条第1項の許可の申請に係る同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可を与えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 災害時における必要な措置として地下水を揚水しようとするとき。
- (2) 規則で定める用途に供する地下水を揚水しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

## (許可の条件)

第88条の4 市長は、第88条の2第1項の許可には、地盤の沈下等を防止するため、必要な限度において、条件を付することができる。

## (開始の届出)

第88条の5 第88条の2第1項の許可を受けた事業者(以下「許可揚水者」という。)は、当該許可に係る揚水施設(以下「許可揚水施設」という。)により、地下水の揚水を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## (変更の許可)

第88条の6 許可揚水者は、第88条の2第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けた後でなければ当該許可に係る変更をしてはならない。

2 前項の許可を受けた許可揚水者は、当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた許可揚水者は、当該許可に係る変更を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第88条の3及び第88条の4の規定は、第1項の許可について準用する。

## (変更の届出)

第88条の7 許可揚水者は、第88条の2第2項第1号又は第7号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可揚水者は、前条第1項の規定にかかわらず、第88条の2第2項第5号又は第6号に掲げる事項の変更により、同条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該変更をした日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした許可揚水者は、第89条の規定による届出をしたものとみなす。

## (承継)

第88条の8 許可揚水者から許可揚水施設の全部を譲り受け、又は借り受けた事業者は、当該許可揚水者の地位を承継する。

2 許可揚水者について相続、合併又は分割(当該許可揚水施設の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可揚水施設を承継した法人は、当該許可揚水者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可揚水者の地位を承継した事業者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## (揚水の取りやめの届出)

第88条の9 許可揚水者は、地下水の揚水を取りやめたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## (許可の失効)

第88条の10 第88条の7第2項又は前条の規定による届出があったときは、第88条の2第1項の許可は、その効力を失う。第88条の6第3項の規定による届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。

## (許可の取消し)

第88条の11 市長は、許可揚水者が次の各号のいずれかに該当するときは、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第91条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 第88条の2第1項の許可に係る地下水の揚水を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該揚水を開始し、又は再開の見込みがないとき。

## (許可違反に対する措置命令)

第88条の12 市長は、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を受けることなく地下水を揚水する事業者に対し、揚水量の減少又は地下水の揚水の停止を命ずることができる。

第89条を次のように改める。

## (地下水の揚水に係る届出)

第89条 揚水施設により地下水を揚水しようとする事業者(第88条の2第1項の許可を受けなければならない事業者を除く。)は、揚水を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 地下水の用途
- (4) ストレーナーの位置
- (5) 揚水機の吐出口の断面積の合計
- (6) 1月間を平均した1日当たりの最大揚水量
- (7) 揚水開始の予定年月日
- (8) その他規則で定める事項

第89条の次に次の2条を加える。

(変更の届出)

第89条の2 前条の規定による届出をした者（以下「届出揚水者」という。）は、前条各号に掲げる事項について変更があったとき（第88条の2第1項の許可を要するときを除く。）は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

第89条の3 第88条の8及び第88条の9の規定は、届出揚水者について準用する。この場合において、これらの規定中「許可揚水者」とあるのは「届出揚水者」と、「許可揚水施設」とあるのは「第89条の規定による届出に係る揚水施設」と読み替えるものとする。

第90条及び第91条を次のように改める。

(揚水した地下水の量の測定等)

第90条 許可揚水者は、規則で定めるところにより、揚水した地下水の量及び地下水の水位を測定し、その結果を記録するとともに、保存し、及び市長に報告しなければならない。

2 届出揚水者は、規則で定めるところにより、揚水した地下水の量を測定し、その結果を記録するとともに、保存し、及び市長に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第91条 市長は、地下水の揚水による地盤の沈下等を防止する必要があると認めるときは、揚水施設により地下水を揚水する事業者に対し、期限を定めて、揚水量の減少、地下水の揚水の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、当該事業者に対し、揚水量の減少、地下水の揚水の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第8章第2節中第91条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第91条の2 第88条の2から前条までの規定は、温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉の採取又は工業用水法（昭和31年法律第146号）による工業の用に供する地下水の採取については、適用しない。

第131条第2号中「又は第56条第3項」を「、第56条第3項又は第91条第2項」に改める。

第134条第1号中「、第64条の2第1項若しくは第2項又は第89条第1項」を「又は第64条の2第1項若しくは第2項」に改め、同条第2号中「又は第61条第5項」を「、第61条第5項又は第88条の12」に改める。

第135条第1号中「又は第89条第2項若しくは第3項」を「、第88条の5、第88条の6第2項若しくは第3項、第88条の7第1項若しくは第2項、第88条の8第3項若しくは第88条の9（これらの規定を第89条の3において準用する場合を含む。）、第89条又は第89条の2」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 第90条第1項又は第2項の規定による記録をせず、保存をせず、報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第89条第1項若しくは第2項の規定による届出をしている者（以下「旧条例の届出者」という。）又は同条第1項に規定する地下水の揚水以外の地下水の揚水をしている者で、改正後の条例（以下「新条例」という。）第88条の2第1項の許可を要する事業者に該当するものについては、同項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新条例第88条の2第1項の許可を受けたものとみなされた者（以下「従前の揚水者」という。）（旧条例の届出者を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して1年以内（当該期間内に新条例第88条の6第1項の規定による変更の許可の申請をする場合にあっては、当該申請をする日まで）に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

4 従前の揚水者（旧条例の届出者を除く。）が、前項の期間内に同項の規定による届出をしなかった場合は、当該期間経過時において、当該地下水の揚水に係る新条例第88条の2第1項の許可は、取り消されたものとみなす。

5 従前の揚水者（旧条例の届出者を除く。）については、新条例第90条第1項の規定は、施行日から起算して1年間（当該期間内に新条例第88条の6第1項の許可を受け、当該許可に係る変更をした場合にあっては、その変更の時までの間）は、適用しない。

6 従前の揚水者について、新条例第88条の6第1項の規定による変更の許可の申請がある場合における当該許可の基準は、同条第4項において準用する新条例第88条の3の規定にかかわらず、規則で定めるところに

よる。

7 この条例の施行の際現に新条例第89条の規定による届出を要する事業者（以下「小規模無届揚水者」という。）に該当するものについては、施行日から起算して1年以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出は、新条例第89条の2並びに新条例第89条の3において準用する新条例第88条の8及び第88条の9の規定の適用については、新条例第89条の規定による届出とみなす。

9 附則第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

11 小規模無届揚水者については、新条例第90条第2項の規定は、施行日から起算して1年間は、適用しない。

12 この条例の施行前に旧条例の規定により行うこととされている届出及び報告であって、この条例の施行の際現に行われていないものについては、なお従前の例による。

13 この条例の施行前にした行為及びこの附則においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

14 市長は、この条例の施行後適当な時期において、新条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例に規定する地下水の揚水に関する規制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

川崎市食育推進会議条例をここに公布する。

平成19年3月20日

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市条例第13号

川崎市食育推進会議条例

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、川崎市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法第18条第1項の規定により川崎市食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

（会長）

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員

(3) 推進会議の委員に応募した者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 推進会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が推進会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。